

利府町民のほぼ **半数**の方が申請しています

マイナンバーカードは

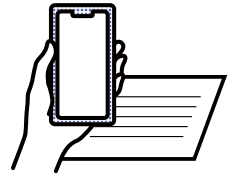


お持ちですか？

コンビニで住民票などの証明書を取得できます

マイナンバーカードの申請・交付の流れ

マイナンバーカードを取得していない方へ、令和3年1月以降「地方公共団体情報システム機構」からQRコード付きマイナンバーカード申請書が送付されていますので、そちらをご用意ください。(紛失した場合はお問い合わせください。)



●マイナンバーカード作成の流れ

- ① 郵送かオンラインで申請します。
- ② 申請後、1～2か月程度で町にマイナンバーカードが届きます。
- ③ 町から、マイナンバーカード交付通知書(はがき)を郵送します。
- ④ マイナンバーカードの受取りを **希望する日の前日まで**「電話予約」をしてください。
- ⑤ 予約日に以下のものをお持ちの上、ご本人がお越しください。

※原則、本人の来庁が必要です。病気や身体の障害などのやむを得ない場合に限り、代理人交付が認められることがあります。(注1)



●受取りに必要な持ち物

- 交付通知書(はがき)
- 「通知カード」
(令和2年5月以前に交付を受けている方)
- 本人確認書類(※右記参照)
- 住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
- マイナンバーカード(お持ちの方のみ)

※本人確認書類とは

- ① 住民基本台帳カード(写真付きに限る)・運転免許証・運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る)・旅券・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・在留カード・特別永住者証明書などのうち1点
- ② これらをお持ちでない方は、「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載された証明書2点(内1点は、公的機関発行のもの)
(例) 健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、学校名が記載された各種書類、医療受給者証

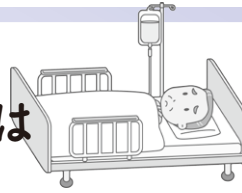
【本人確認書類はすべて原本となりますので、ご注意ください。】

(注1) 代理人交付の際は、代理人とご本人の本人確認書類各々2点以上(うち写真付き1点以上)のほか、ご本人の来庁が困難であることを証する書類(診断書等)などが必要です。詳しくは、ホームページをご確認ください。
なお、お仕事が多忙、通勤・通学のため来庁できない場合は、やむを得ない場合には該当しません。

問 町民課 マイナンバー係 ☎767-2118

高額な医療費

を支払ったときは



国保
後期
だより

「高額療養費制度」で払い戻しが受けられます

高額療養費制度とは、月の初めから終わりまでに支払った医療費が、その方ごとに定められている自己負担限度額を超えた際に、超えた分が高額療養費として支給される制度です。高額療養費に該当した場合は、医療機関を受診した約3か月後に通知しますので、**通知が届いてから申請してください**。また、申請には**領収書が必要**ですので、**大切に保管しておいてください**。

医療費が高額になることが事前に分かっているときは、**②限度額適用認定証**を発行しますので、事前申請してください。(70歳以上の方、申請が必要な方とそうでない方がいます。詳しくはお問い合わせください。)

? 限度額適用認定証

限度額適用認定証(住民税非課税世帯の方は、限度額適用・標準負担額減額認定証)を、医療機関の窓口で保険証と一緒に提示することにより、1医療機関での自己負担限度額は下表の金額までとなります。

発行の対象となるのは70歳以上または後期高齢者医療制度に加入している低所得I、低所得II、現役I、現役IIの方と70歳未満の方です。

限度額は下表のとおり、年齢や所得によって異なります

◆70歳未満の自己負担限度額(月額)

所得区分	所得※	3回目まで		4回目以降
		ア	901万円超	
イ	600万円超 901万円以下	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1%	93,000円	
ウ	210万円超 600万円以下	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1%	44,400円	
エ	210万円以下	57,600円		
オ	住民税非課税世帯	35,400円		24,600円

※所得とは、国民健康保険料(税)の算定の基礎となる「基礎控除後の総所得金額等」のことです。所得の申請がない場合は、所得区分アとみなされます。

計算例：70歳未満の人の場合(所得区分ウの世帯)

●入院して1医療機関で医療費が100万円かかった自己負担割合は3割なので自己負担分は30万円

▶自己負担限度額は
80,100円+(100万円-267,000円)×1%=87,430円

「限度額適用認定証」を提示した場合

▶医療機関の窓口での支払いは限度額までとなりますので、医療機関の窓口での支払いは87,430円になります。
※100万円-87,430円=912,570円は国保が負担します。

「限度額適用認定証」を提示しない場合

▶医療機関の窓口で3割の自己負担分をいったん支払うこととなりますので、30万円を医療機関の窓口で支払います。国保担当窓口申請して認められれば、30万円-87,430円(限度額)=212,570円が、あとから支給されます。

◆70歳以上の方の自己負担限度額(月額)

所得区分	外来(個人単位)A		外来+入院(世帯単位)B	
	現役並み所得者			
Ⅲ(課税所得690万円以上)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	●4回目以降※1は140,100円		
Ⅱ(課税所得380万円以上)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	●4回目以降※1は93,000円		
Ⅰ(課税所得145万円以上)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	●4回目以降※1は44,400円		
一般課税所得[145万円未満等]	18,000円 年間上限<144,000円>※2		57,600円	●4回目以降※3は44,000円
Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円		24,600円	
Ⅰ 住民税非課税世帯	8,000円		15,000円	

一般、住民税非課税世帯の人は、外来(個人単位)Aの限度額を適用後、入院と合算してBの限度額を適用します。外来・入院とも、個人単位で1医療機関の窓口での支払いは限度額までとなります。

※1 過去12か月以内に限度額を超えた高額療養費の支給が4回以上あった場合

※2 年間(8月~翌7月)の限度額は144,000円(一般、住民税非課税世帯I・IIだった月の外来自己負担額の合計の限度額)

※3 過去12か月以内にBの限度額を超えた高額療養費の支給が4回以上あった場合

●75歳到達月は、国保と後期高齢者医療制度の限度額がそれぞれ2分の1になります。

問 町民課 国保年金係 ☎767-2340